

Title	EUにおける私法の変容 : EC消費者売買指令のギリシャ法への国内法化
Author(s)	ハジミハイル, ニキタス; 松田, 岳士
Citation	阪大法学. 2004, 54(2), p. 167-195
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/55382
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

EUにおける私法の変容

—— EC消費者売買指令のギリシャ法への国内法化 ——

ニキタス・ハジミハイル

松田 岳 士 / 訳

目 次

はじめに

一 ギリシャ民法典

A 歴史的沿革

B 二〇〇二年の法律第三〇四三号

二 消費者売買指令の内容およびそのギリシャ法への国内法化

A 指令の射程

B 「契約適合性」…売主の責任の画定（およびその概念の再構成）

C 「消費者の権利」…救済手段

D 契約上の保証

E 「強行的性質」

おわりに

訳者あとがき

はじめに

一九九九年五月、消費者売買指令 (Consumer Sales Directive) (あるいは、「消費者保証指令 (Consumer Guarantees Directive) 」) として知られる、消費財およびそれに関連する保証の一定の局面に関する規定をおく E 指令 99/44 (訳注：以下、単に「指令」または「消費者売買指令」という) が成立した。⁽¹⁾

この指令が EU 構成国の関連法制度に与えた影響の様々であった。いくつかの国は、同指令を取り入れるにあたって、売買に関する一般法と対置されるような消費者売買に関する特別な制度を作り出した。この場合には、指令の規定が、国内の消費者法に組み込まれるのが通常である。反対に、消費者売買と非消費者売買に共通する制度の維持を模索し、この機会を利用して売買に関する一般法を改正した国もある。さらには、契約上の義務から生ずる責任一般と売買から生ずる責任を調整することを目指して、債権法全体の改正に踏み切った国もある。

ギリシヤは、中間的な道を選ぶこととした国、すなわち、民法典の責任に関する一般的制度とは異なるが、しかし消費者売買と非消費者売買に共通する制度をうちたてようとした国の一つに数えられる。すなわち、「物的瑕疵および合意のあった品質の欠如に対する売主の責任」という名の二〇〇二年の法律 (Νόμος) 第三〇四三号は、ギリシヤ民法典 (Αrtικός Κώδικας-ΑΚ) の第二編 (債権) 第一四章 (売買契約) を改編するものとなった。同時に、同法は、免責条項に関する新たな一般的制度を設けることにより、債権法の総則にも介入することになった。さらに、保証に関する消費者売買指令のいくつかの規定が消費者売買に関してのみ採用され、ギリシヤの消費者法

に組み込まれることになった。⁽²⁾

本稿の目的は、ギリシャ法の概要についての紹介を行うことにある。売買法は契約法の心臓部であり、その契約法こそ、民法の心臓部である債権法の心臓部である。二〇〇二年の法律三〇四三号は、六〇年にわたる現行ギリシャ民法〔訳注…以下、条文を示す際に単に「民」というときには、ギリシャ民法を意味するものとする〕の歴史に初めて大幅な改正を持ち込むものであったのである。この改正は、ギリシャの法制度のなかで法学者や実務家が果たすべき役割について、また、ギリシャ民法と他国の関係についても、問題を投げかけた。

さらに、本稿では、ヨーロッパのガヴァナンス (European Governance)、そして私法のヨーロッパ化 (Europeanization) についての一つのケース・スタディーを行うことになる。消費者売買指令は、ECの消費者政策に関わる主要な施策の一つであり、ECの活動のなかでも興味深い分野の一つであるといえる。これはまた、比較的歴史の浅い消費者法という分野が、いかにしてヨーロッパ私法の中心部に影響を与え、間接的にせよその「ヨーロッパ化」の手段として用いられたかをみるための格好の例でもある。このことは、また、ヨーロッパ化が、法の統一 (unification of law) ではなく、調整 (harmonization) によって成し遂げられたことを物語っている。しかし、調整という言葉は具体的に何を意味するのか、そして、我々はどこに向かっているのか、そして、我々はどういうにしてそこに到達するのかという問題については、いまだ意見の一致をみていない。

さらに、このようなケース・スタディーは、おそらく私法理論、とくにヨーロッパ私法の分野において、より大きな問題——すなわち、法の統一や調整の限界はどこにあるのか、そして、どこに求められるべきなのか、「ヨーロッパ化」へのアプローチは、いかになされるべきか、どのような実質的な価値がそれを支え、そして、それを神聖なものとしているのかといった諸問題——にも関わるものである。

一 ギリシャ民法典

A 歴史的沿革

(1) ギリシャの多くの論者は、ギリシャ法の起源を、ローマ法出現以前の古代ギリシャにまで遡って説明する傾向にあるが、⁽³⁾ いずれにしても、現代ギリシャの売買法の基礎となっているのは、ローマの売買法である。一九世紀のローマ法は、一方では地方の習慣およびビザンチン・ローマの伝統により、他方ではドイツ歴史学派およびそれに続くパンデクテン派によつて、保存され、変容を被つたものであった。ギリシャが国家として独立したばかりの一八三〇年代には、この学派が、フランス民法典をモデルとした民法典の導入を望む者たちに勝利した。一九世紀においてヨーロッパのほとんどの地域、そしてそれ以外の地域でも繰り返されたこの種の論争においては、フランス民法典が、一般の人々に法文書へのアクセス可能性を認めるために過去を打ち破る感覚を代表するものと考えられていたのに対して、ローマ・ゲルマンの民法法は、伝統の重要性を受入れ、法律家達の特別な職業上の使命感を代表するものとされたのである。近代ギリシャの論者は、ギリシャ民法典について、「歴史的発展の合理的な生産物、生産性に富んだビザンチン・ローマ法の伝統の子孫であると同時に、伝統にとられないギリシャ法学の科学的到達点である」との評価を与えている。⁽⁴⁾ 悲しいことに、サヴィニー流の歴史法学は消滅した。民法典の導入は註釈学の精神を呼び起こした。ギリシャの法史学者は、ローマ法および古代ギリシャ法に対する古物趣味的なアプローチをとった。ここ四〇年間のギリシャにおける教育政策そして言語政策の改革は、我々のラテン語知識を減退させ、古典ギリシャ語の知識さえも弱めたことは確かである。しかし、ビザンチン・ローマ・パンデクテン派の伝統は、系譜学的に、そして、民事法上の多くの制度を通じて、生き残っている。ギリシャをパンデクテン主義と結

合しているのは、法学者、そして学者のアドヴァイスに注意深く耳を傾けつつ穏健な改革を目指す創造的な判例、そして、ギリシャの私法学者 (civilistes) とそのドイツの同業者との強い関係である。

(2) ギリシャ民法典は、最終的には一九四六年に成立した。ここ四半世紀の間に、ギリシャ民法典は、文語体から口語体 (demotic form) に翻訳され、家族法関連の規定は四度にわたって改正されている。⁽⁵⁾ 家族法は、政治性は高いが理論には馴染まないものと見られてきた。これに対して、法典の理論的な意味での心臓部——すなわち、総則、債権、物権——は、二〇〇二年の法律第三〇四三号が現れるまで改正されることがなかった。

もちろん、ギリシャ民法典が一度も政治化されていないということは、それが非政治的である (a-political) ことを意味するわけではない。ギリシャ民法典は、一九世紀後期にその起源をもちつつも、両大戦間期の申し子として生まれてきた。同法典は、ドイツ民法典の兄弟分であり、そうであるがゆえに、ドイツ民法の適用の経験および両大戦間期の社会的精神状態からも恩恵を被っている。要するに、ギリシャ民法典は、当事者自治ないし意思の自律 (concept of party autonomy; autonomie de la volonté; αυτονομία της βουλήσεως) に基礎をおくものであると同時に、客観的責任 (objective liability) に関するかなりの数の規定や、ドイツ法よりも体系的な不法行為責任に関する制度、⁽⁷⁾そしてより多くの一般条項を含んでいる。一般条項の例としては、たとえば次のようなものが挙げられる。第一に、信義誠実 (good faith; καλή πίστη) である。ギリシャ民法典の債権に関する編における二番目の規定である二八八条は、債務者に、「信義誠実にしたがって、一般の慣行を考慮したうえで債務を履行する」ことを義務づけており、同法三八八条は、事情変更の原則 (rebus sic stantibus) について定めている。さらに、同法二〇〇条は法律行為 (juridical act) の解釈における信義誠実について定め、同一九七条は、契約締結の交渉過程における信義誠実を要求している。第二に挙げられるのは、権利濫用 (abuse of right; κατάχρησιν

δίκαιο(μῆτος) である。ギリシヤ民法二八一条は、信義誠実または善良な風俗、すなわち社会的・経済的目的に明らかに反するやり方での権利の行使を禁じている。最後に、善良な風俗 (boni mores; χρηστά ἤθη) が挙げられる。ギリシヤ民法一七八条および九一九条は、善良な風俗に反する法律行為および犯罪行為 (delicts) を禁じている。これらの諸規定⁽⁸⁾により、私法学者には、憲法の規準を民法に統合し、個人の行為が問題となる多くの事案に憲法的なサンクションを与えること、すなわち、憲法規定の垂直的適用 (Drittwirkung) の根拠を提供してきた。

(3) ギリシヤ民法典は、特別民法 (Eidiki Anotiki Noïon) と総称される増大の用途をたどる法によって補充されてもきた。その例としては、営業貸借法と居住貸借法⁽⁹⁾、特殊なビジネスや小売契約に関する諸法⁽¹⁰⁾が挙げられる。消費者保護に関する一九九四年の法律第二二五一号⁽¹¹⁾もその一つに数えられる。これは、消費者取引に関する EC 指令のほとんどを吸収したかたちとなっており、これを消費者法典とみることも可能である。

特別民法による対処に関しては、ギリシヤの私法学者の間でも議論がある。その利点は、法典の理論的な一貫性を——とりわけ、それに関する政治的な妥協やギリシヤの立法の性急さを考慮に入れる場合には——手つかずのままおいておくことができる点にある。また、こうすることによって、実験を促進し、他の分野からの学問的貢献を促進することにもなる。もちろん、このことにより、近代のある論者が警告したように、民法典が「博物館の立派な棚に並べられた古代の金のネックレス」⁽¹²⁾となってしまうおそれもある。しかし、民法典が、法学徒を法の理論および実践にいざなうための手段としての重要性を容易には失うことはないであろう。より重大な脅威は、むしろ、消費者法のような重要な分野が民法から分離されてしまうことにあるように思われる。いずれにしても、消費者法も新たな取引形態の展開も、ギリシヤの私法学者にとっては、ギリシヤ法学における自らの役割の重要性を確認するための機会を与えるものであるように思われる。

B 二〇〇二年の法律第三〇四三号

消費者売買指令がギリシャ法に与えた影響は、二つの歴史的発展によって強化され、同時に、円滑なものとなった。その第一は、一九九七年の国際動産売買に関するウィーン売買条約のギリシャ法への導入である。⁽¹³⁾ このウィーン条約は、動産売買の事案の約一割程度に適用されるに過ぎなかったものの、指令でも用いられている多くの概念をギリシャ法に導入することになった。⁽¹⁴⁾ ウィーン条約と指令の類似性は改正の提案者によっても強調されており、彼らはすべての売買に均質な制度を打ち立てる可能性を（ときに三分割の危険についても警告しつつ）指摘してもいた。その第二は、民法学者ミハリス・スタソプロス教授（アテネ大学）の司法大臣就任である。スタソプロス教授は、ウィーン条約の批准に貢献しただけでなく、法案作成委員会が専門家により構成され、民法学者が改正を支えることを保証することにも成功した。

ギリシャにとつてドイツの改正は魅力的なものであったが、ギリシャ人には、ドイツ人が「大きな解決 (große Lösung)」と呼んだものを求める気持ちはそれほどなかった。それは、単に、綿密な仕事を行うだけの時間がなかったからであり、また、ギリシャの債権法は、百歳を超えるドイツ民法よりも新しいものであったからでもある。実際、売買に関する章においても、改正の必要は、物的瑕疵に関する規定についてのみ指摘され、売買を定義しなおす規定を新たに創設する必要はなかったのである。

法案起草委員会は、民法典のもとの条文の配列にしたがった（枝番号は付けられなかった）。そして、新たな規定を、もともとの条文で扱われていた事項にできるだけ対応するかたちで定めるようつとめた。委員会は、ギリシャ語の法律用語も維持した。指令が「契約不適合 (lack of conformity)」と表現している点についても、ギリシャ民法典は、「物的瑕疵 (material defects)」および「合意に基づく品質 (stipulated quality)」とどう耳慣れ

た一对の用語を用いた。また、指令が「動産の売買 (sale of goods)」と表現する点についても、ギリシャ民法は、ローマ法上の物 (res) にあたる *πράγμα* という用語を単数形で (たとえば、「物 (単数形) の売買 (*πράγματι πρῶτουγενετος*)」⁽¹⁵⁾ というかたちで) 用いつづけているのである。改正の結果、用語上最も大きく変わったのは、売買法に特有の制度であるローマ法上の「解除 (reversal; *αναρτροπή, actio redhibitoria*)」の語を、債権法のその他の部分で用いられる「取消 (rescission; *ανακατάληψη*)」の語によって置き換えた点であった。起草委員会は、またこの機会を利用して、民法五三四条ないし五六一条に含まれるいくつかの規定の表現を変えたが、その内容自体には手をつけていない。

要するに、構成国の一員として、その用語には指令の精神が染み込ませられ、物的瑕疵に対する売主の責任は、より洗練され、かつ債務不履行に対する責任に関する一般的制度とより一貫するものとされたのであるが、その一方で、物的瑕疵に関する特別な制度を根拠づけてきた価値体系および理論的伝統には手をつけられることなく、また、それが本質的に害されることはなかった⁽¹⁵⁾のである。

二 消費者売買指令の内容およびそのギリシャ法への国内法化

A 指令の射程

消費者売買指令のギリシャ民法典への導入は、その規定が一般的な適用の対象となるということの意味した。売買に関する章が、商品だけでなく権利の売買についても規律している以上、物的瑕疵に関する規定も、たとえば明文では有体物にしか言及していないとしても、類推により、権利や無体物の売買を規律するものと考えられてきた⁽¹⁶⁾ということは、その影響力の射程範囲を考える上でも興味深い。

指令の射程範囲は限定されており、ECの第一次法（補充性の原則など）および域内市場の需要に合致するかたちで——すなわち、拡張的ではないやりかたで——解釈されなければならない。⁽¹⁷⁾ もっとも、ギリシャ法は、とくに消費者に有利な方向では、⁽¹⁸⁾ 指令の規定が意図するところ、すなわち域内市場の機能を害さない限度で、指令の諸規定の人的・物的な射程を拡大することができる。

指令とギリシャ法の間射程の違いの例としては、「消費者」の定義が挙げられる。指令によれば、「消費者」とは、「自己の取引、営業または職業」と関係のない目的のために行為する自然人のことをいうものとされている。これは、「直接的には職業上の活動分野の一部を構成しない目的のために行為する」主体であることを要件としていた当初の委員会の案よりも限定的なものである。⁽¹⁹⁾ これは、明らかに、ギリシャ法の定義より制限的なものであるというのも、ギリシャ法においては、「消費者」は、製品またはサービスの最終受領者（final recipient）として定義されているだけでなく、法人も「消費者」に含まれているからである。⁽²⁰⁾

B 「契約適合性」…売主の責任の画定（およびその概念の再構成）

(1) 歴史的展開

売買契約の定義、そしてそれを構成する売主の義務の定義が、ローマ法の影響を受けた法制度のなかで、時の流れにしたがっていかにして発展してきたかは、現在も生き続けている以下の三つのヨーロッパ諸国の法典の最初の諸規定をみることで明らかにされる。フランス民法典は、パンデクテン派による洗練を経る前のローマ法を統合したものであり、売買を、売主の物の引渡義務として定義する。⁽²¹⁾ 我々は、ローマ法がそうであったことを知り、「売主が注意せよ（*caveat emptor*）」の格言はまさにローマ法に由来する。そこでは、売主は、物の占有を現

状のまま移転する義務を負うのであり、もともとはその権利の移転は不要とされていた。⁽²²⁾ その二〇〇年後、ドイツ民法典の新たな四三三条一項は、売買を、所有権および占有の移転として定義し、さらに、買主のために物についてその品質（物的瑕疵 (material defects; Sachmängel)）および権利関係（法的瑕疵 (legal defects; Rechtsmängel)）に瑕疵がない状態しておくよう配慮する義務を売主に課している。⁽²³⁾

二〇世紀半ばには、ギリシャ民法典が、ドイツ民法典にしたがった。すなわち、ギリシャ民法五一一三条は、売主の占有および所有の移転の義務を定めたのである。また、同法五一四条は、法的瑕疵 (vojnka sarrōiata) のない物を引き渡す義務も定めている。物的瑕疵については、危険負担および売買に関する一連の規定である同法五三四条ないし五六一条に定めがある。⁽²⁴⁾ 法律第三〇四三号によって改正されたのも、まさにこれらの規定であった。

もちろん、物的瑕疵は、すでにローマ法においても扱われていた。当時も、売主はしばしば売られた物 (res) の品質についての告知を行ったが、これこそが合意された品質 (συνομολογημένες ιδιότητες) の起源であるということが出来る。ギリシャ法においても改正前までは生き続けてきた類似の制度として、瑕疵の存在について悪意により告げない場合の買主訴権 (actio empti) (悪意訴権 (actio dolii)) がある。他方、市場を担当したローマの按察官 (praetor aediles) は、買主に、撤回 (actio rehibitoria; reversal; αναστροφή) および代金減額 (actio quanti minoris; price reduction; μείωσις του τιμήματος) とくう救済手段を認めていた。この二つでは、特定物 (πώλησις εἰδούς) の売買と非特定物 (πώλησις γένους) の売買とが区別された。特定物売買のモデルが動物または奴隷の売買にあつたこともあり、そこには、修補 (διόρθωσις) の概念は存在しなかった。また、近代まで生き続けているローマ法のもう一つの特徴は、物的瑕疵を理由とする訴訟の時間的な限界づけである。

物的瑕疵——とりわけ、責任が売主の義務と関係のない事柄により生じ、かつその責任が客観的なものである場

合——に対するローマ法上の救済手段を説明するために展開された基礎理論は、法定担保責任 (εγγυηστική ευθύνη; Gewährleistung) の理論である。近代の論者の中には、瑕疵担保責任の概念を債務不履行 (non-performance) を基礎に組み立てなおし、債権から生ずる責任に関する総則規定との調整を試みる者もいたが、改正前のギリシャの法理論として優勢だったのは、ドイツの場合と同様に、担保責任説であった。

(2) 売主の責任の再定義および概念の転換

消費者売買指令の概念上の中心は、その二条一項にある。同条項は、「売主は、売買契約に適合した消費者商品を消費者に提供しなければならない」と定める。これは、「(消費者) 売買契約は、消費者商品の所有権および占有を移転する売主の義務だけによつてはもはや定義されえず、契約に適合した商品を移転する義務によつて定義されなければならないことを意味する。

改正後のギリシャ民法五三四条は、売主は、合意された品質を有し、かつ物的瑕疵のない物を引渡す義務を負うと定めている。ギリシャ民法五三五条は、さらに、この義務は、対象物が契約に適合していなければ履行されたとはいえない旨定めている。

不適合性の内容の検討に入る前に、ギリシャの立法者が民法五一三条および売買契約の定義を変更しないことを選択したのはなぜかについてみておこう。改正を最小限に抑えるの方針が、その一つの理由であることはまちがいない。もう一つの理由は、この場合には、買主は債務不履行を主張して、民法五一六条により債権法の一般原則を持ち出すことができたということである。このことは、ギリシャ法にとつては、改正後のドイツ法ほどの意味を持たない。というのも、ドイツでは例えば時効期間が三年に改正されたが、ギリシャでは二〇年という一般的な時効期間が適用されるからである。

(3) 契約適合性の認定

(a) 判断基準

消費者売買指令二条二項（これは、ギリシャ民法五三五条に組み込まれている）は、売買の対象となった商品が契約に適合しているか否かの判断のために、次の四つの基準を定めている。すなわち、当該商品が、

- ① 売主によってなされた記載と一致し、かつ、売主が見本またはモデルとして消費者に提供した物の性質を有しているか否か、
 - ② 消費者が当該商品につき必要とする具体的な目的に適合し、かつ、消費者がその目的を契約締結当時売主に知らせ、かつ、売主がその目的を承諾していたか否か、
 - ③ 同一の種類の商品に関する通常使用の目的に適合しているか否か、
 - ④ 同一種類の商品につき通常の性質および性能を有し、かつ、売主、製造者またはその代理人によって当該商品の特定の性質につきとくに広告またはラベルにより行われた公の表示を考慮するならば、消費者が合理的に期待することができる性質および性能を有するか否か、
- である。

指令は、これらの基準に合致する場合には、同商品は「契約に適合するものと推定される」⁽²⁵⁾旨の推定規定をおいているが、これに対して、ギリシャ法は、「とくに次の場合には……」としてこれらの基準を挙げることに⁽²⁶⁾により契約不適合の場合を定めている。この見方の転換は、部分的には、買主をより優遇するものであり、また部分的には、指令の二条二項のアプローチは、「ギリシャ法の理念とは相容れなかった」との発想を物語っている。⁽²⁷⁾

この四つの基準は、ギリシャ法および実務によってすでに受け入れられていたものであったが、④基準中の「製

造者による表示」条項——これは、オランダ法の影響でできた規定であるが——だけは例外であった。しかし、これについても、判例や学説にもこれを支持する者がいたように思われる。⁽²⁸⁾ 実際、ギリシャ民法五三五条に明文によって組み込まれているのは、指令の二条四項に挙げられた同条二項④の場合についての三つの例外のうちの最初の一つ——すなわち、売主が知らず、または合理的に見て知りえなかった「製造者による表示」に関する例外——のみである。

これら四つの基準の実質的な内容を見てみると、前二者の条件は主観的なもの (subjective)、後二者の条件は客観的なもの (objective) であるといえる。このことは、当事者の明示・黙示の合意および合理的期待の強調を示すものである。⁽²⁹⁾ これは、指令二条二項を導入するギリシャ法の規定に、指令二条一項の要素を融合させていることからも確認される。また、四つの基準の間には優先順位は定められていないが、その列挙は、「より具体的な基準から一般的な基準へという順序で」行われているとの指摘がある。⁽³⁰⁾ したがって、基準間に矛盾があるときには、主観的なものが優先的に適用されなければならないことになる。もちろん、これらの基準を競合的に適用することも可能である。⁽³¹⁾

(b) 商品設置の際に生じた瑕疵

消費者売買指令二条五項は、ギリシャ民法五三六条に組み込まれているが、商品の設置が契約の一部を構成する場合、そして商品が売主によって自らまたはその責任により設置される場合だけでなく、商品が消費者または買主によって設置されたが、「設置説明の欠陥」のために被害を受けた場合の売買契約の効力についても扱っている。

商品の不適切な設置から生じた契約不適合について、指令は、これを商品の契約不適合と「同一のもの」とみなす」としているが、ギリシャ法は、これを商品の契約不適合の二内容を構成するものと定めている。

(c) 限界

消費者売買指令二条三項によれば、消費者が、契約締結当時、「契約不適合を知っていた、もしくは合理的に知らずはなかつた」場合、または「契約不適合がもともと買主によって供給された材料にあつた」場合には、契約不適合性は認められない。ギリシヤ民法は、この規定を、売主の責任に関する指令の三条一項の一般規定に沿うかたちで、その五三七条一項に取り込んでいる。

C 「消費者の権利」…救済手段

(1) 無過失責任 (strict liability)

消費者売買指令三条一項によれば、売主は、商品の引渡当時に存在したいかなる契約不適合についても責任を負うと定めている。この規定は、いわゆる客観的（無過失）責任の制度を定めたものである。

ギリシヤ民法は、物的（および法的）瑕疵に対する客観的責任の制度を取り入れていたが、この指令の規定をその五三七条に取り込んだうえで、さらに明確化している。すなわち、ギリシヤ民法五三七条一項は、指令三条一項よりも明確な定め方をしているのであり、売主は、過失の有無に関わらず、危険が買主に移転した時点で、契約不適合についての責任を負うと定めたうえで、指令の二条三項をこの原則に対する例外というかたちで取り込んでいる。商品引渡時ではなく危険の移転時を基準とした点において、ギリシヤの立法者は、指令から逸脱した選択をし、むしろウィーン売買条約にしたがったといえる。他方、このことは、消費者に顕著な不利益を生じさせることなく、ギリシヤ法に一貫性を与えることを許している。なぜなら、危険の移転は、通常引渡時に生ずるとされているからである（民五二二条⁽³²⁾）。

ギリシャ民法五三七条二項は、指令五条三項を組み込んで同規定を完成している。指令五条三項によれば、契約不適合（ギリシャ法では「瑕疵」）は、商品の引渡から六箇月以内に明らかになったときには、引渡時に存在したものと推定される。

(2) 買主の権利

消費者売買指令によれば、「契約不適合の商品については、消費者は、商品につき……無料で修理又は取替によって適合させ、または……価格を適切に減額しまたは契約を解除する権利を有する」（三条二項）。指令三条三項は、この修理または取替に関する定めをおいている。すなわち、これらは、無償で、合理的な期間内に、消費者に不便を生じさせないかたちで行われなければならない。ただし、修理または取替は、それが「不可能または不均衡である場合」には要求されない。そして、指令は、どのような場合にそれが不可能または不均衡であるかについての判断基準もおいている。また、指令三条五項は、消費者が価格の適切な減額または契約解除を要求できる場合について定めている。すなわち、消費者が修理または取替の権利を有しない場合、売主が合理的な期間内に修理または取替を行わなかった場合、そして、売主が消費者に重大な不便を生じさせずに修理または取替を行わなかった場合である。そして、指令三条六項は、「契約不適合が軽微な場合」には、買主の契約解除権を排除している。

要するに、指令は契約維持の原則を採用し、したがって、修理および取替、いいかえれば、履行の二次的要求（secondary claims of performance； δευτερογενείς αξιώσεις εκπληρώσεως）を、純粋な二次的要求（purely secondary claims； γνήσιες δευτερογενείς αξιώσεις）に優先させているのである⁽³⁶⁾。この履行の二次的要求の優先は、価格減額と契約解除の間でも認められるとする論者もいる。

ギリシャ民法は、これらの規定を五四〇条に取り込んだ。すなわち、ギリシャ民法五四〇条一項は、修理または

取替の請求を一括して定め（民五四〇条一項一号。同規定の適用は、修理または取替の不可能または費用不均衡の場合には排除される）、続いて、価格減額（民五四〇条一項二号）、そして最後に、契約の解除について定めている（民五四〇条一項三号。物的瑕疵軽微の場合はその適用が排除される）。ギリシャ民法五四〇条二項は、売主の修理または取替を、合理的な期間内に、かつ買主に重大な不便を与えることなく行う責任について定める。しかし、指令とは一点だけ大きく異なるところがある。それは、ギリシャ民法五四〇条が、買主に直接に救済手段の選択の権利を認めていることである。この政策を緩和するために、ギリシャ民法五四二条は、裁判所に、「状況により契約解除が正当化されない」と思料される場合には、契約解除を失効させ、そのかわりに価格の減額あるいは取替を命ずることができる旨定めている。

この規定のギリシャ法にとつて最も革新的な点は、修理という救済手段の導入であった。⁽³⁷⁾ 取替はかつては非特定物売買の場合についてのみ定められていたが、今では、少なくとも抽象的には、すべての商品の売買に拡張されている。

ギリシャ民法五四三条は、契約不適合性が合意された品質の欠如にある、あるいはそれが売主の過失によつて生じた場合には、さらなる救済——契約不履行に対する賠償——を買主に認めている。ギリシャ民法五四三条は、さらに、買主が、債権に関する総則規定のもとで、同法五四〇条および五四三条の救済策によつてはカバーできない損害の賠償も認めている。

買主は、たとえば訴訟の提起によつてその要求を表明したときに、救済手段の選択権を失うことになるのか、それとも買主には救済手段の変更が認められるのか、あるいは訴訟において少なくとも二次的な救済手段を主張する（たとえば、契約解除を主張しながら予備的に価格減額を請求する）ことができるのか、については学説が対立し

ている。⁽³⁸⁾この問題は、これらの救済が形成権 (Gestaltungsrecht; διατακτικό δικαίωμα) を構成するのかそれとも形成請求 (Gestaltungsanspruch; διατακτική αίτηση) を構成するののかという理論的な問題と関係している。

(3) 時間的制限

消費者売買指令五条一項は、契約不適合の確認および買主の権利行使の期間について、最低限二年としている。⁽³⁹⁾つまり、この規定は、時効期間の最短期間を二年としつつ、その具体化の方法の決定については各国の立法に委ねているのである。ギリシャ民法は、この規定を五五四条に取り込んでいる(「物的瑕疵または合意された品質の欠如による買主の権利は、時効に服する」)。すなわち、以前は、時効期間は、動産の場合には六箇月、不動産の場合には二年とされていた。ギリシャの立法者は、動産・不動産の区別は維持しつつ、不動産の時効期間を五年に延長したのである。

時効制度については、ギリシャ民法五五五条ないし五五八条により詳しく定められている。時効の起算点は、たとえ買主が欠陥に気がついたのでその後であっても、引渡時とされている(民五五五条一項)。契約上の合意に基づく時効期間は、欠陥が明らかになった時点から進行する(民五五六条)。悪意により瑕疵を隠蔽した売主は、時効を主張することができない(民五五七条)。買主は、たとえ時効が完成していても、二年以内に売主に通告していた場合には、抗弁 (επιταγή) によりその権利を主張することができる(民五五八条)。

ギリシャの立法者の消費者寄りないしその救済重視の姿勢は、指令五条二項⁽⁴⁰⁾および七条一項二文の選択的規定——これらの規定は、加盟国に、それぞれ、「消費者が、その権利を享受するためには、消費者が売主に不適合をそれを発見したときから二箇月以内に売主に報告しなければならない旨定める」こと、および中古品の売買について(一年以上の)期間を定めることを許している——の不採用にも表われている。

指令五条三項の規定は、契約不適合が、商品の引渡から六月以内に明らかになった場合には、それが引渡時に存在しなかったことについての挙証責任を売主に転換しているが、この規定も、ギリシャ民法五三七条の一般原則の一部として取り入れられている。

(4) 求償権

消費者売買指令四条は、「製造者または契約相手方である直近の売主もしくはその他流通過程における前売主の作為または不作為を原因とする契約不適合による責任を負担する場合」の、最終売主の求償権について定めている。指令は、最終売主は「契約の連鎖において責任を負担する一人または複数の者に対して求償する権利を有する」としているが、「最終売主が求償できる責任を負担する一人または複数の者、および訴訟の内容、権利行使の要件」の確定については各国法に委ねている。

この規定をめぐっては、直接訴権 (action directe)⁽⁴¹⁾ 制度導入の是非に関する「対立する傾向および利害をまとめ」ようとするものだとの議論がある。⁽⁴¹⁾ 論者によつては、指令は、構成国に直接訴権制度を採用することを義務づけていると説く者もある。⁽⁴²⁾ しかし、ギリシャの立法者は、そうは考えていない。ギリシャ民法五六〇条ないし五六一条は、指令の四条を取り込んでいるが、直接訴権については定めていない。とはいえ、ギリシャの立法者は、時間的制限に関する限りでは、求償権制度に好意的な制度を定めている。すなわち、時効の起算点は、買主が満足した時、あるいは、早くても最終売主に対する判決が確定した時に求められ (民法五六〇条)、同様の制度が、それぞれの前売主の求償権に関しても適用されるものとされているのである (民法五六一条)。

D 契約上の保証

(1) 保証の一般的概念

消費者売買指令六条一項は、「保証は、保証書およびこれに関する広告において定められた条件に従い、提供者を法律上拘束する」と定める。この総則的な規定は、ギリシャ民法にも、新たな五五九条のもとで導入されている（改正前の同規定は、非特定物の売買について定めていた）。ギリシャ民法の規定は、提供者が売主または第三者でありうること、また、保証によって法律によって認められた買主の権利が侵害されてはならない旨定めている点で、指令よりも明確なものとなっている。

(2) 保証の方式

消費者売買指令六条は、さらに、なされるべき保証の内容（二項）、消費者は提供者に何を請求することができるか（三項）、そして、構成国は特定の言語の使用を要求することができるか（四項）について定めている。指令六条五項は、保証が右の要件を充たさなかった場合について定めている。すなわち、そのような場合にも、「当該保証の効力は影響を受けず、消費者はなお保証に依拠し、保証が付与するものを要求できる」のである。

ギリシャ法においては、指令の六条二項ないし四項は、消費者保護に関する一九九四年の法律第二二五一号の五条三項に、指令の六条五項は、同法五条四項によって採用されている。他方、六条三項は、消費者に、「保証は書面または消費者が利用・アクセス可能な他の永続的な媒体で利用可能なものでなければならぬ」ことを要請する権利を認めている。法律第二二五一号は、これを売主に対する要請として同法五条三項に定め、かつ、耐久消費財に関しては、書面を要求している。保証においては、平易で理解可能なギリシャ語が用いられなければならない。保証の内容および保証のもとでなしうる請求に必要な基本的要件、保証の期間・地域的な範囲および保証者の住所

氏名、そして、準拠法によって保証される権利について記されなければならない。同様のことは、指令の六条二項についてもいえるが、法律第二二五一号はさらに先を行っている。すなわち、同法によれば、保証は信義誠実にかなうものでなければならず、また、過剰な免責条項 (escape clause) が付されてはならない。保証期間は、当該商品の耐用期間との関係で——ただし「非常に高度なテクノロジー」製品の場合には、当該製品がアップ・トゥ・デートされる (より短い) 期間との関係で——合理的なものでなければならぬ。

同法五条四項は、指令六条五項をギリシャ法に取り込むものとなっている。同規定は、さらに、製品の部品が取り替えられる場合には、保証期間は、その部品に関しては新たにその時点から進行する旨定めている。

E 「強行的性質」

(1) 免責条項 (exculpatory clause) の制限

消費者売買指令七条一項は、「売主が不適合に気づく前に締結された契約条項または合意は、……本指令から生ずる権利を直接または間接的に排除しまたは制限する場合には、……たとえそれが国内法に依拠して定められているとしても、消費者を拘束しない」旨定めている。

この規定の前身は、すでに様々な消費者関連指令中に存在しており、当時のギリシャ消費者保護法五条五項にも反映されていたが、技術的な調整の面では未熟なところもあった。ギリシャ法の規定は、保証の内容いかに関わらず、物的瑕疵および合意された品質に対する売主の責任に関する民法の諸規定の適用可能性を「留保」している。消費者はこれらの規定のもとでの保護を事前に放棄することはできない。

(2) ギリシャ民法における免責条項に関する一般規定の改正

消費者売買指令は、ギリシャ法における免責条項関連規定の包括的な改正をもたらすことになった。

二〇〇二年までは、この点に関しては二つの制度枠組——一つは、債権法の総則規定（民三三二条、三三四条）であり、もう一つは売買の章における各則（民五一八条、五三八条）である——があり、これは、賃貸借についても同様であった（民五八二条）。

総則は、故意または重過失による行為から生じた責任につき、事前にこれを免除または制限することを内容とする合意を禁じていた（民三三二条一項）。さらに、被害者（債権者）が債務者の「業務に際して（in the service）」損害を被る場合、または当初の許可が国家当局によつて与えられた業務から責任が生じる場合には、軽過失による行為から生じた責任についてもその事前の免除または制限は禁じられていた（民三三二条二項）。法律第三〇四三号は、その第二節にさらに二つの債務者の免責または制限禁止の場合を付け加えている。すなわち、当該条項が、「個別的な交渉を経たものでない」でない場合と、免除された責任が人身・人格（personality）（例えば、生命、健康、自由または名誉）に対する侵害を含むものである場合である。

免責条項に関するもう一つの、補完的な総則規定が、ギリシャ民法三三四条におかれている。この規定は、自己が義務を履行するために雇用している者の過失に対する債務者の責任を肯定するものである（民五六一条）。二〇〇二年までは、ギリシャ民法三三四条二項は、同法三三二条二項の定める二つの場合を除いて、このような責任を排除することを内容とする合意を認めていた。しかし、改正後の三三四条二項は、この場合についても同法三三二条を原則として準用している。

このような総則規定とは反対に、売買契約に関する免責条項についての特別規定（それぞれ法的瑕疵および物的

瑕疵に関する民五一八条および五三八条) および賃貸借契約に関する特別規定(民五八二条)は、故意の行為の場合にしか免責条項を禁じてはいなかったが、これらの規定は現在は削除されている。⁽⁴³⁾

(3) 強行的性質および法の選択

(a) EC法制

消費者売買指令七条二項は、「当該契約が加盟国と密接な関連を有する場合において、契約の準拠法として非加盟国の法を選択する結果として本指令によって付与される保護を消費者が奪われないよう、加盟国は必要な措置を講じなければならない」と定めている。

この規定は、他の消費者保護関連指令の規定に類似するものである。⁽⁴⁴⁾ 消費者の居所 (residence) ではなく、「密接な関連 (close connection)」という用語を用いることによって、指令は、ローマ条約 (Rome Convention) 五条よりもさらに消費者を優遇するEC立法の適用を推し進めることになったが、これは、準拠法を選択する、あるいはその適用範囲を確定するという固有の意味での抵触規則ではなく、単に、特定の外国法の適用を排除し、構成国に適切な措置 (それは、通常、抵触規則、もしくは直接適用法規のような、構成国の国際私法規則というかたちをとることになる) をとるよう要求するものであるに過ぎないものであるように思われる。通説的な見解によれば、この規定は、(少なくとも)、準拠法に関する合意の点に関しては) 法廷地裁判所 (forum court) の選択 (option) に委ねられていたものを義務的なものに転換させるローマ条約七条の規定により適用される。⁽⁴⁵⁾ この問題は、現在起草作業が進んでいるローマ規則にECの派生法の適用を保障する規定をおくことによって解決されるはずである。

(b) ギリシャ法

ギリシャの立法者の態度は、消費者売買指令における国際私法的な要素の取り扱いにあたっては、一律的なもの

ではない。ギリシャの国際私法の分野に立ち入ることについては、慎重論があったことは疑いない。くわえて、法の直接適用または必要的適用に関する理論は、強固なものであった。それは、制定法の規定は強行的に適用されるとの解釈論に始まり、その後、ローマ条約七条、そして、五条の消費者保護に関する特別規定の発効によって正式に認められることになった。

そのため、主要な消費者保護関連指令は、ほとんどの場合、国際私法的な規定を伴わずに、消費者保護法への統合によって取り込まれることになった。

例外は、タイムシェアリングに関する指令の国内法化である。この分野においては、ギリシャの立法者は、もともと一方的抵触規則を採用しており、ギリシャ法は、当該不動産がギリシャ国内に存する場合にはギリシャ法が適用される旨定めている。⁽⁴⁶⁾この規定は、指令に反するものと考えられており、当該不動産が他の構成国またはEEA諸国にある場合には、指令に適合した政令の規定が直接に適用可能である旨の規定に改正される予定である。⁽⁴⁷⁾

法律第三〇四三号は、法律第二二五一号に五条五・二項を挿入することによって、国際私法的な規定を消費者保護法に導入した。すなわち、ギリシャの裁判所が消費者物品の売買から生じた紛争についての裁判を行う場合には、準拠法がどの法律であるかにかかわらず、消費者売買に関するギリシャ法の規定が、消費者により強固な保護を提供するものである限りにおいて、適用されるのである。これは、もちろん、法の直接適用であり、指令七条二項よりも広範なものである。

おわりに

ギリシャの私法学者の視点から見ると、ギリシャの立法者は、消費者売買指令を取り込むにあたって、ギリシャ

EU消費者売買指令とギリシャ民法関連規定の対照表

EU消費者 売買指令	ギリシャ民法	Article 3 (3)	AK 540 § 1.1, § 2	Article 6 (1)	AK 559
Article 2 (1)	AK 534	Article 3 (4)	AK 540 § 1.2	Article 6 (2)	Art. 5 § 3 L. 2251
Article 2 (2)	AK 535	Article 3 (5)	AK 540 § 1.3	Article 6 (3)	
Article 2 (3)	AK 537 § 1	Article 3 (6)		Article 6 (4)	
Article 2 (4)	AK 535	Article 4	AK 560-561	Article 6 (5)	Art. 5 § 4 L. 2251
Article 2 (5)	AK 536	Article 5 (1)	AK 554-558	Article 7 (1) al.1	Art. 5 § 5.1 L. 2251
Article 3 (1)	AK 537 § 1	Article 5 (2)	NOT ADOPTED	Article 7 (1) al.2	NOT ADOPTED
Article 3 (2)	AK 540 § 1.1, § 2	Article 5 (3)	AK 537 § 1	Article 7 (2)	Art. 5 § 5.2 L. 2251

民法の伝統を基本的に維持しながらも、ヨーロッパおよびその域内市場、そして、消費者保護の統合を促進するという共同体の目的を促進することに成功した。実際、指令がギリシャ法に与えた現実的なインパクトは、改正された規定の数から推測されるものよりは小さいものであった。これは、六〇年以上にわたる民法典の運用のなかで、学説および判例が、熱心に、そして——ある程度は——協力的に、民法がかたちづくる法制度を解釈するにあたって常識と公正性を用いようと試みてきた努力のおかげであるといえる。

これは、ヨーロッパの一部の話にすぎない。指令の範囲を超えて契約不適合の発想を導入するにあたり、ギリシャの立法者は、私法の「密かに進行するヨーロッパ化」のための大きな一歩を踏み出した。もともと、ギリシャの私法学者は、製造物責任に関する欧州司法裁判所の判決が示唆するような⁽⁴⁸⁾「共同体の政策」が、契約の公正性に関する自分たちの考え方と適合しうる程度を過大評価しているようにも思われる。ギリシャの私法学者は、ヨーロッパ化、すなわち、共同体のアクションはどのようなかたちをとるべ

きか、そしてどのような内容のものであるべきかという問題に関して現在進行中の議論を見過ごしてきてもいる。ギリシヤの法改正の成功は、ギリシヤの民事に関わる法律家の広いコンセンサスを反映する起草委員会の注意深い作業によって成し遂げられた。この事実は、立法に真の専門家を参加させること、そして、法曹界に属する人々の協力を広くとり付けることの有用性を証明している。よい立法は、時間をかけるに値するのである。

- (1) 消費者売買指令に関する文献は多いが、特に Stefan Grundmann による逐条解説 *EU Sales Directive: Commentary* (Antwerp: Intersentia, 2002) および同指令に関する *European Review of Private Law*, 2001/2-3 を参照。
- (2) ギリシヤの法改正に関する *Πατριωτίτης Πατρινοκόλου et al., Το νέο δικαιο της εθθνής του πολίτη* (Athina: Avt. N. Σάκκουλας, 2003) *και το Εργασια Νομικόν Βορείου Ελλάδος, Το νέο δικαιο των πραγματικόν εθθρομάτιων στην πόληση* (Θεσσαλονίκη: Σάκκουλας, 2003) を参照。
- (3) *ταλινεζή* Georgios I. Arnokouros, "The transposition of the Consumer Sales Directive into the Greek legal system", *European Review of Private Law* 2001/2-3: 259-277, 261-263 を見よ。また Michael P. Stathopoulos, *Contract Law in Hellas* (The Hague: Kluwer, 1994), 36-37 を参照。
- (4) Arnokouros, "Transposition," cit., 276.
- (5) 家族法および男女平等に関して、それぞれ一九八二年の法律第一二五〇号および一九八三年の法律第一三二九号、養子縁組、未成年者の保護に関する一九九六年の法律第二四四七号、ヒトの生殖における医療補助に関する二〇〇二年の法律第三〇八九号を参照。
- (6) Πατρινοκόλου, in Πατρινοκόλου, *Το νέο δικαιο της εθθνής του πολίτη*, No. 1 は、これを法典の「本体 (corpus)」と呼んでいる。
- (7) とりわけ、民法九一四条の総則的規定を参照。
- (8) 人格権について定める民法五七条も参照。

- (9) それぞれ、一九七八年の法律第八一三号および一九八七年の法律第一七〇三号を参照。両分野とも、頻繁に改正の対象となっている。
- (10) たとえば、動産のリースに関する一九八六年の法律第一六六五号、ファクタリングに関する一九九〇年の法律第一九〇五号。
- (11) この法律は、最初の消費者保護立法である一九九一年の法律第一九六一号の改正法である。
- (12) *Pórosos, in Paravnkoláou, To véo díkairo tής evthínēs tou πωλήτη, No. 467.*
- (13) 一九九七年の法律第二五三二号。
- (14) *Γε. Καρμαυράζος, in Paravnkoláou, To véo díkairo tής evthínēs tou πωλήτη, No. 437 ff.*
- (15) *Paravnkoláou, in Paravnkoláou, To véo díkairo tής evthínēs tou πωλήτη, No. 36.*
- (16) *All 344/1982, Nourkó Bήμα 30 (1982), 1465. See also Pórosos, in Paravnkoláou, To véo díkairo tής evthínēs tou πωλήτη, No. 466.*
- (17) たとえば Luna Serrano in Bianca & Grundmann, *EU Sales Commentary*, Article 1, No. 55 は「消費者」の限定的解釈を主張し、一九九七年七月三日の欧州司法裁判所の判例 (Case C-269/95, *Benincasa*, [1997] ECR I-3788) を引用する。もともと、同判例は、ブリュッセル条約に関するものであり、同条約では「消費者」という概念が、一般原則からの逸脱のきつかけとなった。
- (18) 消費者売買指令八条を参照。
- (19) *COM (95) 520 final.*
- (20) 一九九四年の法律第二二五一号一条四項 a 号は、「消費者とは、自然人または法人で、市場に提供された商品およびサービスの対象となる者、またはこのような商品およびサービスを利用する者で、その商品およびサービスの最終受領者をいう。広告を受け入れた者もまた、消費者である旨定めている。
- (21) フランス民法一五八二条は、「売買は、一方当事者が物の引渡義務を負い、他方当事者がそれに対する対価を支払う義務を負う旨の合意である」と定める。
- (22) もともとは、売主は、買主に対する追奪訴訟 (*action to expell*) が開始された場合にのみ、担保責任を負うものと

- されていた。
- (23) ドイツ民法四三三条一項は、「売買契約により物の売主は、買主に者を引き渡し、物の所有権を供与する義務を負う。売主は、買主に、物ならびに権利の瑕疵のない物を供与する義務を負う」と定める。
- (24) 売買に関する章の最後には、「試味売買 (try-out sale) や買戻し (buy-back) などの特別な売買契約に関する条項がおかれている。
- (25) たとえば、Grundmann, in Bianca & Grundmann, *EU Sales Commentary*, Article 2, No. 17は、「これは法定的な推定を規定するものではないとする。
- (26) すなわち、「とくに次の場合には契約不適合とする」として、各基準を列挙するという条文形式をとっている。
- (27) Πατρινικόλαδου, in Πατρινικόλαδου, *To νέο δικαιο της ευθύνης του πωλητή*, No. 250.
- (28) Δοπίης in AK Γεωργιάδη-Σταθόπουλου, No. 21.
- (29) Grundmann, in Bianca & Grundmann, *EU Sales Commentary*, Article 2, No. 8.
- (30) Ρούσσος, in Πατρινικόλαδου, *To νέο δικαιο της ευθύνης του πωλητή*, No. 492.
- (31) Ρούσσος, in Πατρινικόλαδου, *To νέο δικαιο της ευθύνης του πωλητή*, No. 494.
- (32) 主たる例外は、不動産売買に関するものである(ギリシャ民法五二四条)。これは、いずれにしても、指令の射程範囲外である。ギリシャ民法五二三条も参照。
- (33) 指令三条三項一号および三条四項による「無償」の説明を参照。
- (34) 指令三条三項三号。
- (35) 指令三条三項一号および二号。
- (36) 指令三条五項を参照。また、三条三項が「最初に」という文言で始まっている点を参照。
- (37) それにもかかわらず、判例および学説は、例外的な事案では修理を求める権利を認めている。
- (38) その概要については、Ρούσσος, in Πατρινικόλαδου, *To νέο δικαιο της ευθύνης του πωλητή*, No. 550-561を参照。
- (39) 指令五条一項は、次のように規定している。「売主は、不適合が消費者物品の引渡から二年以内に現れた場合、第三条に従い責任を負う。第三条第二項に定められた権利が国内法において期間制限に服する場合、その期間は引渡時から

訳

二年の期間内は終了しない。」

(40) この規定は、ウイーン売買条約三九条に類似するものである。

(41) Χριστοδούλου, in Πατακκολάου, *To νέο δικαίο της ευθύνης του πωλητή*, No. 891.

翻

(42) Αθηνά Κορογιάννη, «Η οδηγία 1999/44/ΕΚ σχετικά με την πρόληψη καταναλωτικών εργαθίων και την προαγωγή εργαθίσων», *Κριτική Έπιθεώρηση Νομικής Θεωρίας και Πράξης* (2002) : 145, 183-184.

(43) 二〇〇二年の法律第三〇四三号二条三項。

(44) この点に関しては、とくに、消費者契約における不当条項に関する指令 (93/13/EEC) 六条二項、そして、遠隔

離契約における消費者保護に関する指令 (97/7/EC) 一二条二項を参照。

(45) たとえば、Stijns & Van Gerven in Bianca & Grundmann, *EU Sales Commentary*, Article 7, No. 68 を参照。

(46) 一九九九年の大統領令第一八二号二条 (現在は二条一項)。

(47) 二〇〇一年の大統領令第二九三号によって改正された一九九九年の大統領令第一八二号二項。現在も問題となつて

くる点に関しては、Μορτώ Φιτζίου, «Η σύμβαση χρονομεριστικής μίσθωσης» (Θεσσαλονίκη, 2003), esp. at 88-91 を参照。

(48) C-183/00, *Gonzalez Sanchez*, judgment of April 25 2002 および *Commission v. France* を参照。異なる方向の

判例として、C-240/98, *Oceanano Grupo*, judgment of June 27 2000 を参照。

訳者あとがき

本稿は、ブリュッセル自由大学のニキタス・ハジミハイル (Nikitas Hatzimihail; Νικήτας Χατζήμυχαήλ) 研究員 (肩書きは報告時) により、二〇〇四年二月一八日に大阪大学法学会講演として行われた報告 (「市民生活基盤の法および行政に関する日米欧間の比較検証」平成一四—一七年度科学研究費補助金・基盤研究(A)の第二ユニット研究会を兼ねる) の翻訳である。

ニキタス・ハジミハイル研究員は、ギリシャ共和国出身。同国アテネ大学の法学部を卒業し、アメリカ合衆国ハヴァード大学で S. J. D. (Doctor of Juridical Science) を取得した後、ブリュッセル自由大学法学部の私法研究センター・国際私法ユニットにおいて、特別研究員 (Senior Research Fellow ; collaborateur scientifique) として、とくにEUおよびその構成国と第三国の間の民事・商事訴訟に関する司法協力の研究を行ってきた。

ハジミハイル研究員の専攻は国際私法および西洋法制史であるが、今回は、平田健治教授および訳者の要請に応じて、特別に、EC消費者売買指令がギリシャ法に与えた影響について報告していただくことになった。その背景には、次のような問題意識があった。すなわち、わが国におけるEU法研究、とりわけその「国内法化」に関する研究は、どうしてもドイツ、フランス、イギリスなどの「大国」に偏りがちである。このことは、これらの「大国」に関しては、すでに欧州統合がはじまる以前からその法制度に関する紹介・研究の蓄積があったという事情、そして、これらの国がEUの政策及び立法に与える政治的な影響力の大きさを考慮すれば、理由のないことではない。しかし、その地理的な範囲を大幅に拡大しつつあるEU法の動向をより正確に把握するためには、他の「小」構成国の動向も視野に入れていくことが不可欠となると思われる。このような我々の関心に応えるかたちで、ハジミハイル研究員には、本報告において、EUの消費者売買指令とそれに対応してなされたギリシャの消費者保護関連立法の内容の比較対照を通じて、ギリシャの立法者および私法学者が自国制度のEU法への「国内法化」にどのように対応したのかを浮き彫りにしていただいた。

なお、報告原稿の翻訳にあたって、とくに平田健治教授には、報告および翻訳原稿全体に目を通していただくなど、多大なご協力をいただいた。また、長田真里助教には国際私法関連の用語の翻訳にあたって多くのご教示をいただいた。この場を借りて厚く御礼を申し上げます。